

## 「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマークデザインガイド」等に基づいて「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語」(以下、「シンボルマーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク等の使用基準)

第2条 シンボルマーク等については、次に掲げる使用基準を満たす場合、原則自由に誰でも使用することができるものとする。

[使用基準]

1. 秋田県安全・安心まちづくり条例第1条に定める「安全・安心まちづくり」の趣旨に沿ったものであること。
2. 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
3. 法令や公序良俗に反しないこと。
4. 「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマークデザインガイド」を遵守すること。

(シンボルマーク等の使用料)

第3条 シンボルマーク等の使用料については、無料とする。

(シンボルマーク等の使用手続き)

第4条 シンボルマーク等を使用したときは、秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク等使用届(様式1)を知事に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その提出を省略することができる。

なお、シンボルマーク等使用届には、シンボルマーク等の使用状況を示す現物または写真等を添付するものとする。

1. 県(教育委員会及び公安委員会を含む)が使用するとき。
2. 学校等が教育の目的で使用するとき。
3. 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
4. その他、知事が「安全・安心まちづくり」の推進に寄与すると認めるとき。

(不当な表示等の回避)

第5条 シンボルマーク等の使用にあたっては、「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマークデザインガイド」を遵守するとともに、県民等に不快感や誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

(使用者の責務)

第6条 シンボルマーク等が表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合、一切の責任はシンボルマーク等の使用者に帰するものとし、シンボルマーク等の使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(使用の中止等)

第7条 知事は、シンボルマーク等の使用に関し、次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を差し止め、または中止させることができる。

1. 特定の個人または団体・企業の売名に利用しようとする場合
2. 不当な利益を得るために利用しようとする場合
3. 秋田県の品位を傷つけ、またはシンボルマーク等を制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合
4. 秋田県が行う事業、または秋田県が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合
5. 定められた使用方法によって使用していないと認められる場合

(シンボルマーク等の使用状況等の調査)

第8条 知事は、シンボルマーク等の適正な活用を図るために必要と認める場合、シンボルマーク等の使用者に対し、シンボルマーク等の使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(シンボルマーク等の権利)

第9条 シンボルマーク等の著作権、商標権等に関する一切の権利は、秋田県に帰属する。

(シンボルマーク等の管理)

第10条 シンボルマーク等の管理は、秋田県生活環境部県民生活課において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式 1

秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク等使用届

秋田県知事

秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語使用取扱規程第 4 条の規定に基づき、次のとおりシンボルマーク等の使用について届出します。

届出年月日	平成 年 月 日
使用 者	(団体・企業名)  (代表者職・氏名)  (住所・所在地)  (電話番号)  (担当者氏名)  ※ 秋田県が使用する場合は、代表者名には課所名を記入すること。
シンボルマーク等を使用する品名	
数 量	
使用目的	
備 考	

※シンボルマーク等の使用状況を示す現物または写真等を添付してください。